

山形県過疎地域持続的発展方針（令和 8 年度～令和 12 年度）[素案]について

- (1) 昭和 45 年制定の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、五次にわたる改正・延長を経て、令和 3 年 4 月 1 日に現在の過疎法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行。(令和 13 年 3 月 31 日までの有限立法)
【目的】過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これら地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与する。
- (2) 現在の県内の過疎地域は、22 市町村。(H27 年国勢調査、R2 年国勢調査に基づく)
- (3) 過疎法に基づき、県において「過疎地域持続的発展方針」を策定し、県・及び市町村で「過疎地域持続的発展計画」を策定することにより、国が法で定める財政支援を行う。

過疎地域持続的発展方針策定の趣旨

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、県において「過疎地域持続的発展方針」を策定し、過疎地域の持続的発展に関する基本的事項等について定めていますが、対象期間が令和 7 年度末までとなっていることから、次期（令和 8 年度～令和 12 年度）の方針を策定するものです。
- この方針に基づき、県及び市町村で「過疎地域持続的発展計画」を策定することで、過疎法に基づく国の財政支援を受けることが可能となります。現計画についても令和 7 年度末までとなっていることから、方針策定後に次期の県及び市町村の計画を策定します。

県過疎地域持続的発展方針

（国の同意が必要）

指針

市町村過疎地域持続的発展計画

- 過疎市町村の計画的な持続的発展のための方針・方策
（市町村議会で議決が必要）

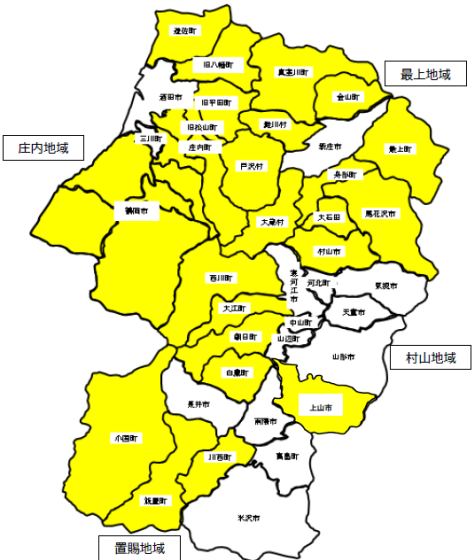
協力

指針

県過疎地域持続的発展計画

- 県が過疎市町村に協力して講じる措置の計画

＜参考＞山形県における過疎地域の状況



過疎地域 22 市町村（市町村数で約 6 割、面積では約 7 割）

- 市：鶴岡市、酒田市（旧八幡町、旧松山町、旧平田町の区域）、上山市、村山市、尾花沢市
- 町：西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町
- 村：大蔵村、鮭川村、戸沢村

※国勢調査の結果で対象地域の追加が行われる。

策定スケジュール

- 4 月～5 月：関係部局による県過疎方針素案の作成
- 6 月：県議会 6 月定例会総務常任委員会で県過疎地域持続的発展方針素案の報告
パブリックコメント、市町村意見照会、総務省事前協議
- 7 月：7/18 主務大臣（総務、農林水産、国土交通、文部科学、厚生労働、経済産業、環境）協議
- 8 月：主務大臣の同意、県過疎地域持続的発展方針策定

【県過疎地域持続的発展計画】（方針策定後）

- 県素案作成、庁内調整
- 3 月：県計画策定、主務大臣へ提出

【市町村過疎地域持続的発展計画】（県方針策定後）

- 県への協議
- 市町村議会の議決、主務大臣へ提出

【過疎法による主な支援】

国庫補助の嵩上げ(12・13 条)	統合に伴う小中学校校舎の整備、保育所、消防用設備等
過疎対策事業債(14 条)	充当率 100% 元利償還の 70%を交付税措置
税制措置(23 条)	所得税・法人税にかかる減価償却の特例
減収補填措置(24 条)	条例に基づく課税免除等に係る地方税の減収補填

【その他支援(総務省)】

過疎地域持続的発展支援交付金	・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ・過疎地域持続的発展支援事業 ・過疎地域集落再編整備事業 ・過疎地域遊休施設再編整備事業
----------------	---

山形県過疎地域持続的発展方針の主な内容 [対象期間：令和8年度～令和12年度]（項目等は法に規定…変更なし）

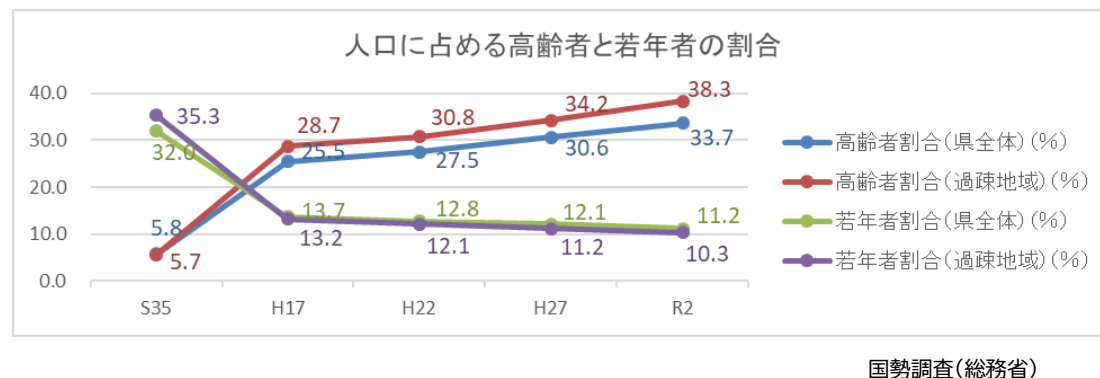
赤字…見直し内容

第1 基本的な事項

1 過疎地域の現状と問題点

①人口の動向

- ・過疎地域の人口に占める高齢者の割合は、県全体に比べ高く、また、過疎地域の人口に占める若者の割合は県全体に比べて低く、過疎地域においては少子高齢化が進んでいる。



②財政

- ・過疎市町村の財政力指数は非過疎市町村に比べ低く、また、過疎市町村における地方交付税の割合は非過疎市町に比べ高い比率を占めており、財政状況は脆弱となっている。

2 過疎地域持続的発展の基本的な方向

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、現方針では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方や、新型コロナウイルスの感染拡大の中で再評価された過疎地域の価値を踏まえ、これまでの条件不利性の克服という過疎対策の基本を維持しつつ、新たな視点として「**地域社会を担う人材の育成・確保**」や「**デジタル技術の活用**」などにより、「**地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現**」し、過疎地域の持続的な発展を図ることを盛り込んでいる。
- 次期方針では、加えて、テレワークの浸透等による多様化するワークスタイルへの対応や、大学や企業等の外部人材と地域住民の共生・共創による取組みを進めていく。

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画との関連

山形市を中心とした連携中枢都市圏や、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市を中心とした定住自立圏構想等の各種広域計画における過疎地域の位置づけや連携の強化に配慮し、広域的な観点から過疎地域の持続的発展のための施策を推進する。

第2 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策（主なもの）

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- ・「ふるさと山形移住・定住推進センター」を中心とした移住・人材確保に関する施策推進
- ・山形の魅力発信、県外の人材活用、多様な滞在プログラム等による**個人や団体**の関係人口の創出・拡大
- ・**若者・子育て世帯に向けた移住支援策の充実**
- ・特定地域づくり事業協同組合制度の活用による地域内外の若者等の雇用確保や地域づくり人材の確保
- ・外国人との交流や受入れ推進と、多文化共生を支える専門人材の育成
- ・社会教育施設と連携した郷土の魅力を再発見を通じた地域の担い手となる**次世代の人材育成**

2 産業の振興

- ・人口減少に対応した生産性の高い農業経営と持続可能な農村形成
- ・気候変動に対応した環境と調和のとれた農業生産への転換
- ・地域経済の基盤である農林水産業と食品事業者の産業連携による戦略的な生産・流通・販売
- ・県産品が持つ歴史的背景や物語性などの魅力を発信することによる地域特産物等の訴求力向上
- ・移動販売や宅配事業等により、買物困難者対策といった地域課題の解決に取り組む商業者を支援
- ・「**山形県DX推進ラボ**」を中心とした、県内企業におけるIoT・AI等先端技術の普及啓発
- ・産学官金が連携した創業希望者への支援や**若者や女性等**の起業マインドを持った人材の育成
- ・「山形ならではの」精神文化等を活かした観光地づくりや観光産業を担う**人材の育成・確保**

3 地域における情報化(デジタル化)

- ・誰もがいずれでもデジタル化の恩恵を受けられる環境の整備
- ・地域課題解決や住民利便性向上のためのデジタル技術の効果的な活用

4 交通施設の整備、交通手段の確保

- ・市町村・国・県道のネットワーク形成や道路機能の強化、道路施設の長寿命化の推進
- ・移動サービス等のオープンデータ化による地域公共交通の利便性向上等移動の円滑化

5 生活環境の整備

- ・生活排水処理施設の老朽化や耐震化に対応した広域化・共同化の促進
- ・空き家の実態把握や危険な空き家の除去、**民間主導による空き家の利活用の取組みの推進**

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・地域のあらゆる住民が役割を持ち、公的な福祉サービスと協働して助け合う地域づくりの推進
- ・こどもの居場所づくりの推進
- ・地域の多様な力による子育て支援の充実、県民総ぐるみで子育てを応援する取組みの推進
- ・高齢者の自立支援・重度化防止と住み慣れた地域で自分らしく生活できる体制整備

7 医療の確保

- ・へき地医療拠点病院による、へき地診療所等への医師派遣等の支援強化
- ・ドクターヘリの有効活用と、隣県との広域連携の一層の推進

8 教育の振興

- ・小規模校対策として教員研修事業の充実やICTを活用した交流学习等による学習体験の深化と多様化
- ・社会教育施設関係職員の資質向上による、地域の実情に応じた運営・活動活性化を支援

9 集落の整備

- ・住民主体の地域づくりを行う「地域運営組織」の形成に向けた取組の推進
- ・「小さな拠点」や集落ネットワーク圏の形成による近隣集落同士の連携や機能補完

10 地域文化の振興等

- ・過疎化等を背景に滅失や散逸が課題となっている有形・無形の文化財や伝統文化の保全と地域活性化
- ・本県の特徴ある文化資源等を活用し、国内外との文化交流や観光振興への活用促進

11 再生可能エネルギーの利用の推進

- ・カーボンニュートラル実現の道筋を見据えた再生可能エネルギーの導入拡大を促進
- ・地域の再生可能エネルギー資源活用による地域経済の循環及び地域課題の解決